

令和6年度中山間地域等直接支払制度の

近畿農政局管内の実施状況

耕作放棄地の増加などにより多面的機能の低下が懸念されている中山間地域等において、農業生産活動等の継続による多面的機能の確保を図るため、中山間地域等直接支払制度が平成12年度から実施されています。

平成27年度からは、農業や集落を将来にわたって維持するための取組への支援を強化した第4期対策（平成27年度～平成31年度）として実施しています。また、同じく平成27年度からは、法律に基づいた安定的な措置として実施しています。

令和2年度から第5期対策（令和2年度～令和6年度）となり、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援するとともに、前向きな取組への支援を強化しています。

近畿管内における第5期対策最終年度の実施状況は、以下のとおりです。

近畿農政局管内の実施状況の概要

近畿農政局管内	
○交付市町村数	92 市町村
○協定数	2,147 協定
○交付面積	25,542 ha
○交付総額	3,731 百万円

令和7年8月 HP公表

1. 交付市町村数

令和6年度に中山間地域等直接支払交付金を交付した市町村（以下「交付市町村」という。）は92市町村（対前年±0）です。これは協定を締結する上での指針となる促進計画を策定した96市町村の96%（対前年±0）にあたります。

府県	令和6年度 (単位:件数、%)				府県	令和5年度 (参考) (単位:件数、%)		
	市町村数	促進計画 策定 市町村数	交付 市町村数	交付 市町村率		促進計画 策定 市町村数	交付 市町村数	交付 市町村率
		①	②	②/①		①	②	②/①
滋賀県	19	11	11	100%	11	11	100%	
京都府	26	17	16	94%	17	16	94%	
大阪府	43	1	1	100%	1	1	100%	
兵庫県	41	27	27	100%	27	27	100%	
奈良県	39	15	14	93%	15	14	93%	
和歌山県	30	25	23	92%	25	23	92%	
近畿	198	96	92	96%	96	92	96%	

【対象となる地域】

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」の指定地域
- ② 地域の実情に応じて都道府県知事が指定する地域

【対象となる農用地】

「農業振興地域の整備に関する法律」において定める「農用地区域」内で、傾斜基準等を満たす農用地が、「1ha以上まとまって存在」、若しくは、「農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上」の農用地

【傾斜基準等】

- ① 田で1/20以上、畑・草地・採草放牧地で15度以上の勾配がある農用地（急傾斜）
- ② 田で1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地で8度以上15度未満の勾配がある農用地（緩傾斜）
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率（70%以上）の高い地域の草地
- ⑥ 「棚田振興法」によって指定された地域の急傾斜農用地及び同農用地と連なった緩傾斜農用地
- ⑦ ①～⑥の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

【促進計画】

市町村は、以下の内容を定めた農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画を作成することができる

- ①促進計画の区域、②促進計画の目標
- ③実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項
- ④特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

2. 協定数

令和6年度の協定数は、2,147協定（対前年+2）で、うち集落協定が2,137協定（対前年+2）、個別協定が11協定（対前年±0）となっています。

単価別に協定数をみると、集落協定のうち基礎単価の適用を受ける活動に取り組んだ協定は714協定、体制整備単価の適用を受ける活動に取り組んだ協定は1,422協定となっています。

また、個別協定のうち基礎単価の適用を受ける活動に取り組んだ協定は3協定、体制整備単価の適用を受ける活動に取り組んだ協定は8協定となっています。

府県	令和6年度 (単位:件数)							(参考) (単位:件数)		
	計	集落協定		個別協定			計	集落協定	個別協定	
		基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価				体制整備単価
滋賀県	173	170	9	161	3	1	2	173	170	3
京都府	497	494	133	361	3	-	3	498	495	3
大阪府	1	1	-	1	-	-	-	1	1	-
兵庫県	618	617	144	473	1	-	1	616	615	1
奈良県	298	298	167	131	-	-	-	297	297	-
和歌山県	560	556	261	295	4	2	2	560	556	4
近畿局計	2,147	2,136	714	1,422	11	3	8	2,145	2,134	11

【協定・交付単価】

集落協定

複数の農業者等が、①協定の対象となる農用地の範囲、②構成員の役割分担、③集落マスタープラン、④協定で取り組む活動内容、⑤交付金の使用方法などについて取り決めたもの。

個別協定

認定農業者等が、農用地の所有者と利用権の設定等又は農作業受委託契約を締結し、①協定の対象となる農用地、②設定権利等の種類、③設定権利者・委託者、④設定権利等の契約年月日・契約期間、⑤交付金の使用方法などについて取り決めたもの。

基礎単価

集落協定にあっては、「農業生産活動等」及び「多面的機能増進活動」のみに取り組む場合、個別協定にあっては、「利用権の設定等」又は「農作業受委託」のみに取り組む場合の交付単価（8割水準）。

体制整備単価

上記の基礎単価に加え、「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」を実施する場合（個別協定にあっては自作地に限る）の交付単価（10割水準）。

3. 交付面積

令和6年度に交付金が交付された面積（以下「交付面積」という。）は25,542ha（対前年+51）で、うち集落協定が25,503ha、個別協定が39haとなっています。

市町村が策定する促進計画に掲げられている交付の対象となる農用地の面積（以下「対象農用地面積」という。）は34,150ha（対前年+369）となっており、対象農用地面積に対する交付面積の割合（以下「交付面積率」という。）は、74.8%（対前年-0.7）となっています。

（自動計算）

（単位：ha、%）

府県	令和6年度				
	交付面積		対象農用地面積 ②	交付面積率 ①/②	
	①	集落協定			
滋賀県	2,580	2,561	20	3,033	85.1%
京都府	5,211	5,200	10	6,349	82.1%
大阪府	16	16	0	21	75.3%
兵庫県	5,917	5,916	1	6,360	93.0%
奈良県	2,780	2,780	0	4,476	62.1%
和歌山県	9,038	9,031	8	13,911	65.0%
近畿	25,542	25,503	39	34,150	74.8%

（参考）

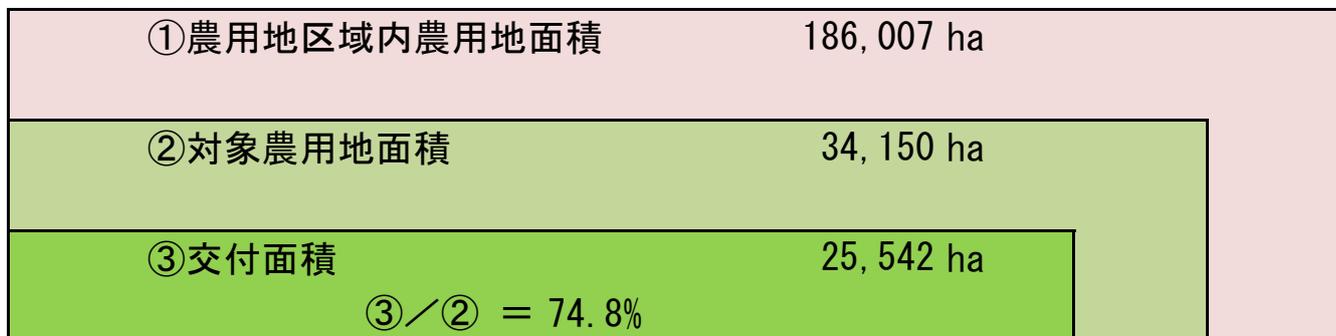
（単位：ha、%）

令和5年度		
交付面積 ①	対象農用地面積 ②	交付面積率 ①/②
2,576	2,928	88.0%
5,206	6,345	82.0%
16	16	100.0%
5,909	6,359	92.9%
2,768	4,473	61.9%
9,016	13,659	66.0%
25,491	33,781	75.5%

注）ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

農業振興地域農用地区域に占める交付面積の割合

○近畿全体



※ ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。



①農用地面積 農業振興地域農用地区域内の農用地面積
(R5.12.31現在 近畿農政局調べ)



②対象農用地 ①のうち本制度の対象となりうる農用地面積
山村振興法ほか8法及び都道府県知事が指定する特認地域であって促進計画を策定し、かつ、1ha以上の団地のうち田1/20以上、畑等15度以上等



③交付面積 ②のうち交付金が交付された農用地面積

(1) 単価別交付面積

交付面積を交付単価別にみると、基礎単価による交付面積が 7,251ha（対前年+19）、体制整備単価による交付面積が18,291ha（対前年+32）となっています。

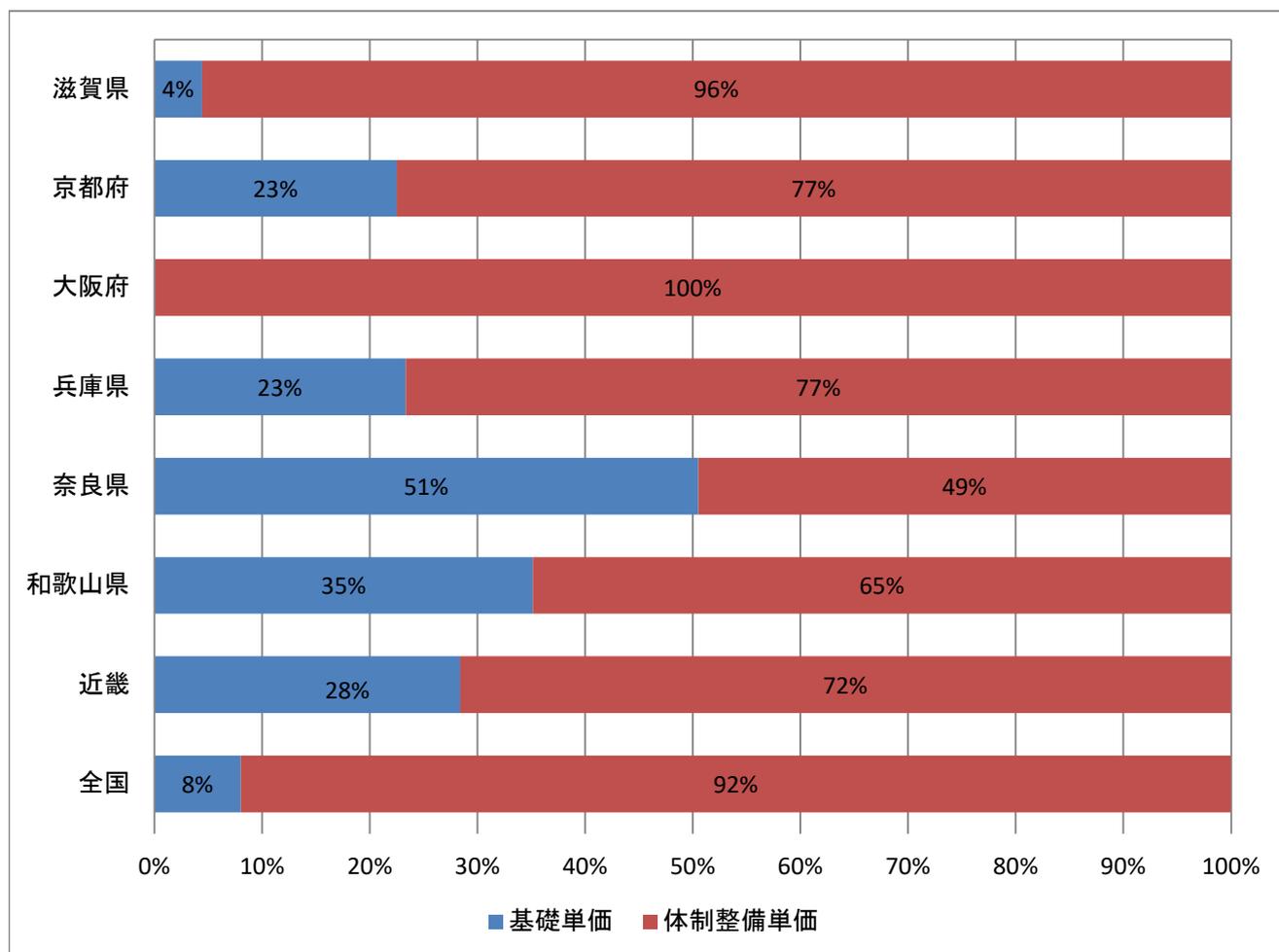
体制整備単価による交付面積は、交付面積全体の約72%を占めています。

(単位:ha)

府県	交付面積		集落協定			個別協定			
	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	
滋賀県	2,580	114	2,466	2,561	113	2,448	20	1	18
京都府	5,211	1,173	4,037	5,200	1,173	4,027	10	-	10
大阪府	16	-	16	16	-	16	-	-	-
兵庫県	5,917	1,381	4,535	5,916	1,381	4,535	1	-	1
奈良県	2,780	1,405	1,375	2,780	1,405	1,375	-	-	-
和歌山県	9,038	3,178	5,861	9,031	3,172	5,859	8	6	2
近畿	25,542	7,251	18,291	25,503	7,244	18,259	39	7	32
(R5)近畿	25,491	7,232	18,259	25,452	7,225	18,227	38	7	32
全国	617,525	49,550	567,975	610,346	48,955	561,391	7,179	595	6,584

注) ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

単価別交付面積の割合



(2) 地目別・基準別交付面積

交付面積を地目別・基準別にみると、田に対する交付面積が15,764ha（急傾斜9,972ha、緩傾斜5,772ha、高齢化率・耕作放棄率20ha）、畑に対する交付面積が9,755ha（急傾斜9,355ha、緩傾斜394ha、高齢化率・耕作放棄率6ha）、草地は実績なし、採草放牧地に対する23ha（急傾斜22ha、緩傾斜1ha）となっています。

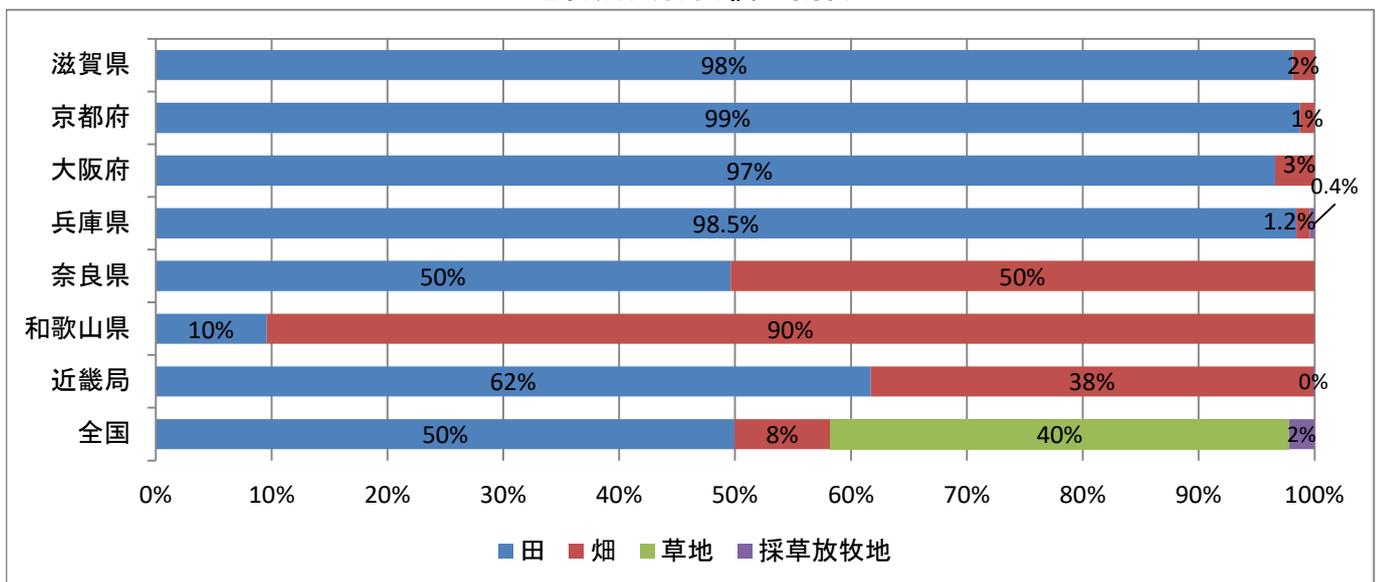
府県	交付面積	田						畑				
		急傾斜	緩傾斜	高齢化率・耕作放棄率	小区画・不整形	8法地域内特認	急傾斜	緩傾斜	高齢化率・耕作放棄率	8法地域内特認		
滋賀県	2,580	2,532	1,028	1,504	-	-	-	48	48	0	-	-
京都府	5,211	5,146	2,031	3,097	18	-	-	65	52	13	-	-
大阪府	16	15	10	6	-	-	-	1	0	0	-	-
兵庫県	5,917	5,825	5,253	572	-	-	-	69	30	39	-	-
奈良県	2,780	1,380	851	529	-	-	-	1,400	1,223	178	-	-
和歌山県	9,038	866	799	65	2	-	-	8,173	8,002	165	6	-
近畿局	25,542	15,764	9,972	5,772	20	-	-	9,755	9,355	394	6	-
全国	617,525	308,583	141,760	160,788	2,051	172	3,812	50,957	28,969	15,957	265	5,765

(単位: ha)

草地	草地					採草放牧地	採草放牧地			
	急傾斜	緩傾斜	草地比率の高い草地	高齢化率・耕作放棄率	8法地域内特認		急傾斜	緩傾斜	8法地域内特認	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	23	22	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	23	22	1	-	-
244,584	2,045	10,377	231,694	253	215	13,401	9,477	3,920	4	-

注) ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

地目別交付面積の割合



(3) 地目別交付面積率

対象農用地面積を地目別にみると、田が19,408ha、畑が14,719ha、草地在0ha、採草放牧地が23haとなっており、地目別の交付面積率は、田が81.2%、畑が66.3%、草地在0%、採草放牧地が100%となっています。

【対象農用地面積】

(単位:ha)

府県	対象農用地面積	地目別			
		田	畑	草地	採草放牧地
滋賀県	3,033	2,972	60	-	-
京都府	6,349	6,098	252	-	-
大阪府	21	15	6	-	-
兵庫県	6,360	6,268	69	-	23
奈良県	4,476	2,492	1,984	-	-
和歌山県	13,911	1,562	12,349	-	-
近畿	34,150	19,408	14,719	-	23

【交付面積】

(単位:ha)

府県	交付面積	地目別			
		田	畑	草地	採草放牧地
滋賀県	2,580	2,532	48	-	-
京都府	5,211	5,146	65	-	-
大阪府	16	15	1	-	-
兵庫県	5,917	5,825	69	-	23
奈良県	2,780	1,380	1,400	-	-
和歌山県	9,038	866	8,173	-	-
近畿	25,542	15,764	9,755	-	23

【交付面積率】

(単位:%)

府県	交付面積率	地目別			
		田	畑	草地	採草放牧地
滋賀県	85.1%	85.2%	80.1%	0.0%	0.0%
京都府	82.1%	84.4%	25.7%	0.0%	0.0%
大阪府	75.3%	100.0%	9.4%	0.0%	0.0%
兵庫県	93.0%	92.9%	99.8%	0.0%	100.0%
奈良県	62.1%	55.4%	70.6%	0.0%	0.0%
和歌山県	65.0%	55.4%	66.2%	0.0%	0.0%
近畿	74.8%	81.2%	66.3%	0.0%	100.0%

※ 交付面積率 = 交付面積 / 対象農用地面積

注) ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

【地目】

- 田 : たん水するための畦畔およびかんがい機能を有している土地
- 畑 : 田以外の農地で草地を除く畑 (樹園地を含む)
- 草地 : 畑のうち牧草の栽培を専用とする畑
- 採草放牧地 : 農地以外の土地で、主として耕作又は養畜のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの

4. 交付総額

令和6年度の交付金の総額は3,731百万円（対前年+12）で、基礎単価による交付額は831百万円、体制整備単価による交付額が2,900百万円となっています。体制整備単価による交付金額は全体の78%を占めています。

府県	令和6年度 (単位:百万円、%)					令和5年度 (参考) (単位:百万円)
	交付金額	基礎単価		体制整備単価		
		交付額	交付金額に占める割合	交付額	交付金額に占める割合	
滋賀県	366	13	4%	352	96%	365
京都府	686	119	17%	567	83%	683
大阪府	3	-	0%	3	100%	3
兵庫県	1,158	229	20%	929	80%	1,155
奈良県	341	147	43%	194	57%	339
和歌山県	1,179	322	27%	856	73%	1,175
近畿局計	3,731	831	22%	2,900	78%	3,719

注) ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

5. 加算単価取組協定

令和6年度の交付金の上乗せ加算の適用を受けた協定は、棚田地域振興活動加算が26協定、超急傾斜農地保全加算が203協定、集落協定広域化加算が12協定、集落機能強化加算が62協定、生産性向上加算が92協定となっています。

府県	(単位:件数、ha)									
	棚田地域振興活動加算		超急傾斜農地保全加算		集落協定広域化加算		集落機能強化加算		生産性向上加算	
	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積
滋賀県	4	85	7	56	6	237	6	158	14	316
京都府	3	23	22	119	5	121	32	367	28	552
大阪府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	6	65	93	576	1	20	17	315	31	498
奈良県	3	49	4	16	-	-	2	75	9	97
和歌山県	10	134	77	2,287	-	-	5	385	10	580
近畿	26	356	203	3,054	12	378	62	1,300	92	2,043

注) ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

6. 集落協定の動向

(1) 概要

令和6年度の1協定当たりの平均の交付面積は、12ha(対前年±0)となっています。平均の交付面積が最も高いのは和歌山県で、1協定当たり16haとなっています。

また、1協定当たりの平均の交付金額は174万円(対前年±0)、参加者1人当たりの平均の交付金額は7.9万円(対前年±0)となっています。

(単位:人、ha、万円、件数)

府県	1協定当たりの平均			参加者1人 当たりの 平均 交付金額	1市町村当たりの平均		
	参加者数	交付面積	交付金額		協定数	交付面積	交付金額
滋賀県	27	15	213	8.0	15	233	3,297
京都府	24	11	138	5.8	31	325	4,276
大阪府	41	16	250	6.1	1	16	250
兵庫県	21	10	188	8.8	23	219	4,287
奈良県	18	9	114	6.5	21	199	2,437
和歌山県	22	16	212	9.4	24	393	5,119
近畿局計	22	12	174	7.9	23	277	4,049
全国	21	26	220	10.5	24	612	5,270

<参考(令和5年度)>

(単位:人、ha、万円、件数)

府県	1協定当たりの平均			参加者1人 当たりの 平均 交付金額	1市町村当たりの平均		
	参加者数	交付面積	交付金額		協定数	交付面積	交付金額
滋賀県	27	15	213	7.9	15	233	3,287
京都府	24	11	138	5.8	31	325	4,259
大阪府	40	16	250	6.3	1	16	250
兵庫県	21	10	187	8.8	23	219	4,276
奈良県	18	9	114	6.5	21	199	2,422
和歌山県	22	16	211	9.4	24	393	5,105
近畿局計	22	12	174	7.9	23	277	4,036

(2) 集落協定における交付面積別協定数

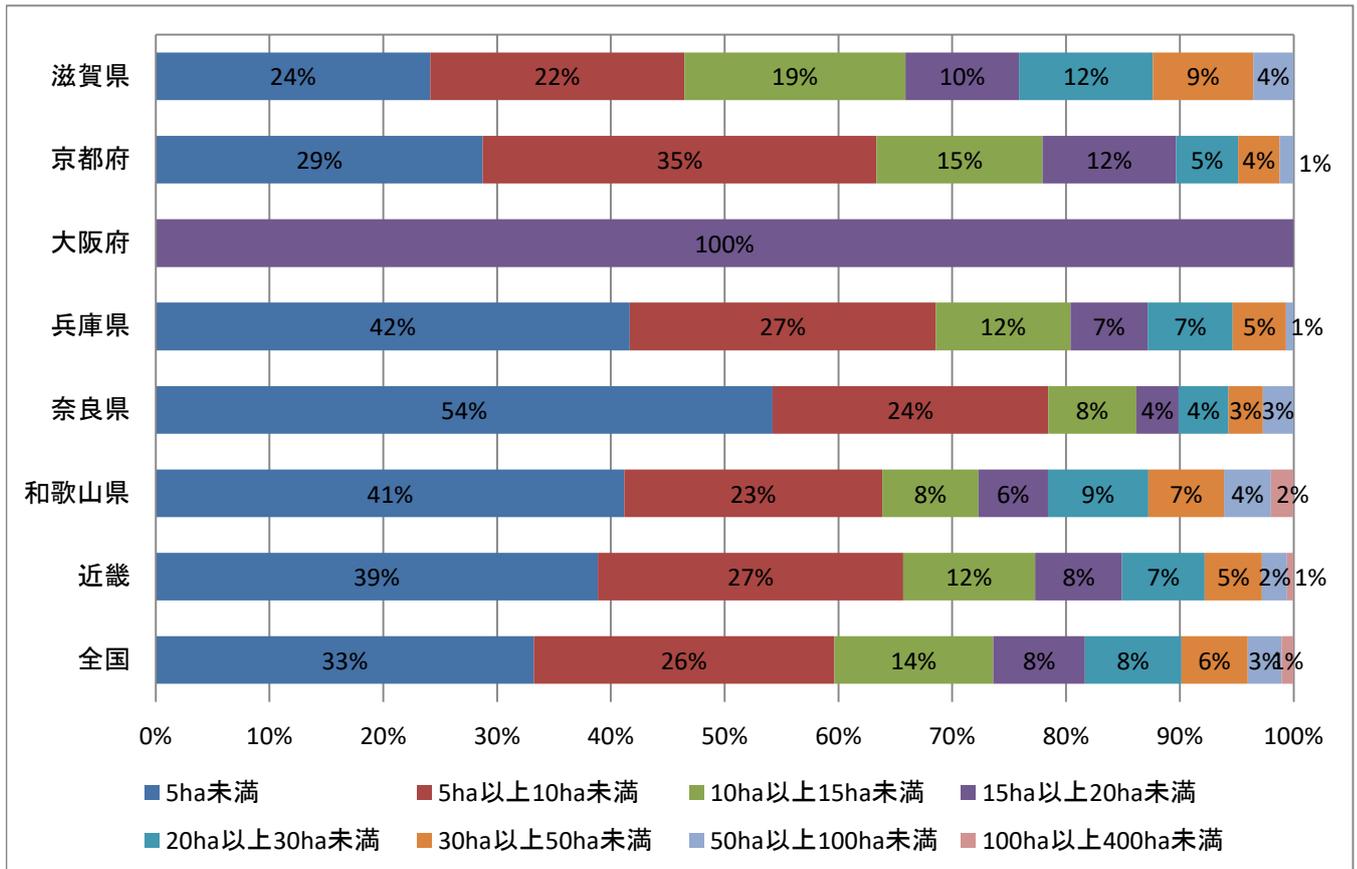
交付面積別の集落協定数をみると、830協定が5ha未満の協定で、集落協定全体の39%にあたります。

一方、15ha以上の協定は485協定となっており、集落協定の23%にあたります。

(単位:件数)

府県	計	交付面積別協定数										
		5ha未満	5ha以上10ha未満	10ha以上15ha未満	15ha以上20ha未満	20ha以上30ha未満	30ha以上50ha未満	50ha以上100ha未満	100ha以上400ha未満	400ha以上700ha未満	700ha以上1000ha未満	1000ha以上
滋賀県	170	41	38	33	17	20	15	6	-	-	-	-
京都府	494	142	171	72	58	27	18	6	-	-	-	-
大阪府	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	617	257	166	73	42	46	29	4	-	-	-	-
奈良県	298	161	72	23	11	13	9	8	1	-	-	-
和歌山県	556	229	126	47	34	49	37	23	11	-	-	-
近畿	2,136	830	573	248	163	155	108	47	12	-	-	-
全国	23,844	7,892	6,277	3,316	1,921	2,009	1,388	705	249	28	11	48

農用地面積規模別集落協定数の割合



(3) 集落協定の活動内容

ア) 集落マスタープランの内容（全協定）

集落の概ね10～15年後を見据えた将来像の策定及びそれを実現するための5年間の活動方策を位置付ける「集落マスタープラン」の内容をみると、集落の目指すべき将来像として「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」を目指す協定が1,894協定と最も多く、次いで「協定の担い手となる新たな人材の育成・確保」を目指す協定が463協定となっています。

(単位:件数)

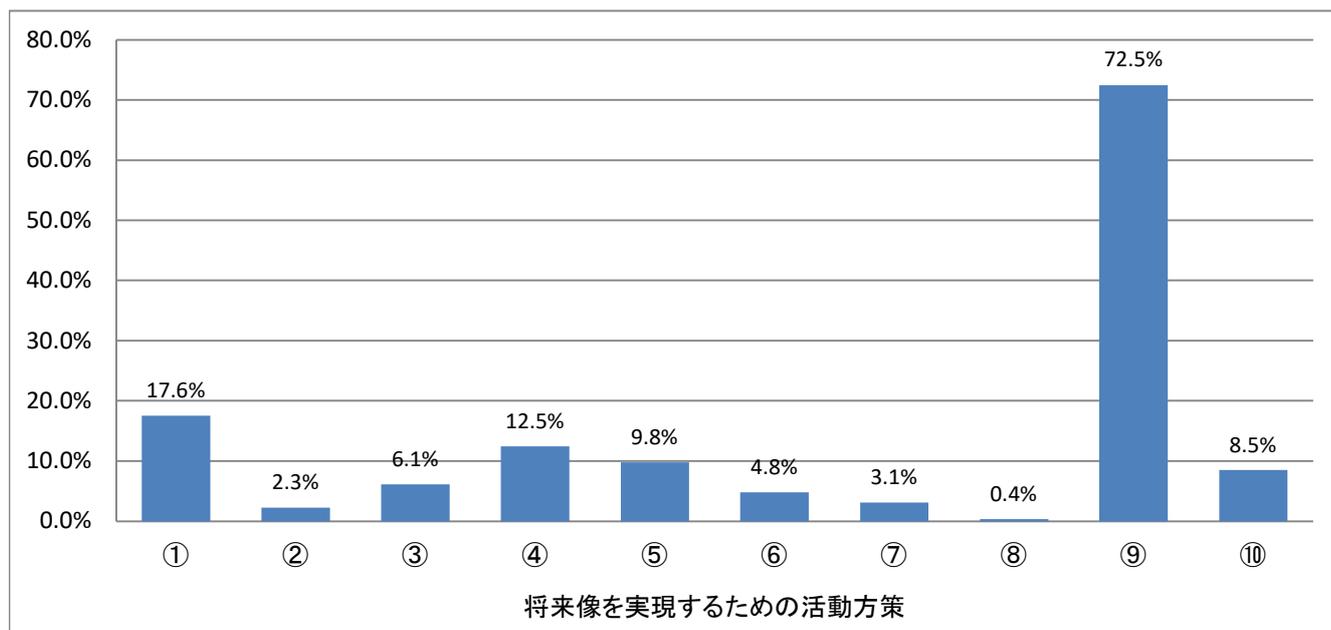
府県	集落協定総数	集落の目指すべき将来像			
		① 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	② 協定の担い手となる新たな人材の育成・確保	③ 協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等様々な工夫により再生可能な所得を確保	④ その他
滋賀県	170	160	38	6	12
京都府	494	452	150	27	28
大阪府	1	1	1	-	-
兵庫県	617	552	158	33	35
奈良県	298	280	46	11	5
和歌山県	556	449	70	24	72
近畿	2,136	1,894	463	101	152

また、上表の「集落の目指すべき将来像」と関連する「将来像を実現するための活動方策」には、農業の継続が困難となった農地が生じた場合に備えたサポート体制等の「共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備」を掲げる協定が最も多く、1,548協定（集落協定総数の約73%）となっています。

(単位:件数)

府県	集落協定総数	将来像を実現するための活動方策									
		① 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	② 高付加価値型農業	③ 農業生産条件の強化	④ 担い手への農地集積	⑤ 担い手への農作業の委託	⑥ 新規就農者等による農業生産	⑦ 地場産農産物等の加工・販売	⑧ 消費・出資の呼び込み	⑨ 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	⑩ その他
滋賀県	170	46	3	14	29	25	5	4	-	132	14
京都府	494	110	15	13	85	80	23	18	2	355	15
大阪府	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	617	152	11	16	87	70	17	21	3	462	38
奈良県	298	37	4	18	49	24	12	8	2	221	13
和歌山県	556	30	15	69	16	11	46	16	1	378	102
近畿	2,136	375	49	131	266	210	103	67	8	1,548	182

将来像を実現するための活動方針の割合



注) ①～⑩は、前表の項目に対応した番号
各割合は、前表の①～⑩を集落協定総数で除した値

イ) 農業生産活動等として取り組むべき事項（全協定）

①農業生産活動等（必須事項）

農業生産活動等の必須事項である「耕作放棄の発生防止の活動」には、「農地の法面管理」に取り組む協定が1,477協定（集落協定総数の約69%）と最も多く、次いで「柵、ネット等の設置」（鳥獣被害防止対策）に取り組む1,362協定（同約64%）、「賃借権設定・農作業の委託」に取り組む579協定（同約27%）の順となっています。

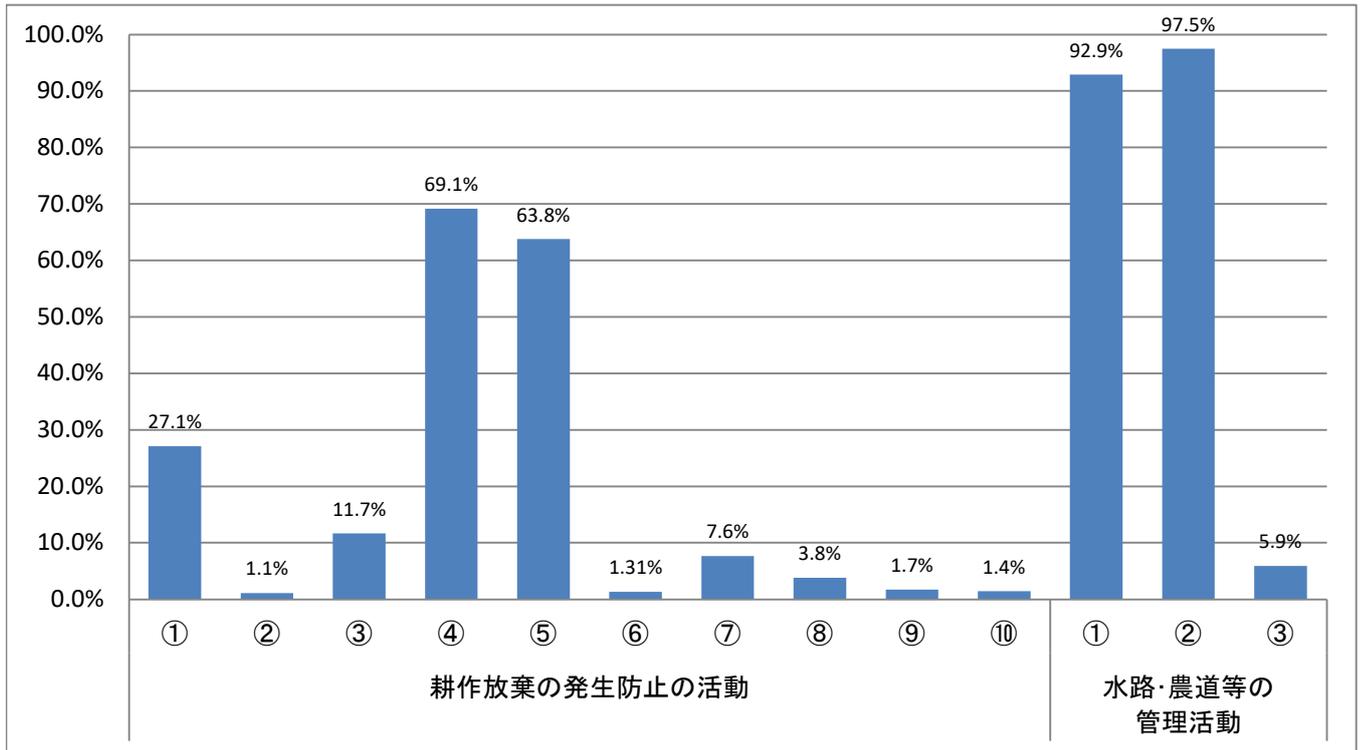
また、同じく必須事項である「水路・農道等の管理活動」には、「農道の管理」に取り組む協定が2,082協定（集落協定総数の98%）、「水路の管理」に取り組む協定が1,984協定（同約93%）となっています。

(単位:件数)

府県	集落協定総数	耕作放棄の発生防止の活動										水路・農道等の管理活動		
		① 賃借権設定・農作業の委託	② 既荒廃農用地の復旧・林地化・畜産的利用	③ 既荒廃農用地の保全管理	④ 農地の法面管理	⑤ 柵、ネット等の設置	⑥ 限界的農地の林地化	⑦ 簡易な基盤整備	⑧ 担い手の確保	⑨ 地場農産物の加工・販売	⑩ その他（土地改良事業、災害復旧、地目変更等）	① 水路の管理	② 農道の管理	③ その他の施設の管理
滋賀県	170	29	2	6	119	146	24	12	18	6	1	166	170	1
京都府	494	184	7	84	301	361	3	40	22	12	9	475	477	42
大阪府	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1	1	-
兵庫県	617	204	6	33	432	504	-	26	29	9	6	616	614	5
奈良県	298	89	6	39	189	163	-	34	5	3	2	268	275	63
和歌山県	556	72	2	87	435	187	1	51	7	7	12	458	545	15
近畿	2,136	579	23	249	1,477	1,362	28	163	81	37	30	1,984	2,082	126
(参考) R5	2,134	584	20	263	1,506	1,357	-	161	81	38	44	1,980	2,078	164

注) 水路・農道等の管理活動の「③その他の施設の管理」には、「ため池や揚水機の管理」等がある。

農業生産活動等として取り組むべき事項の割合



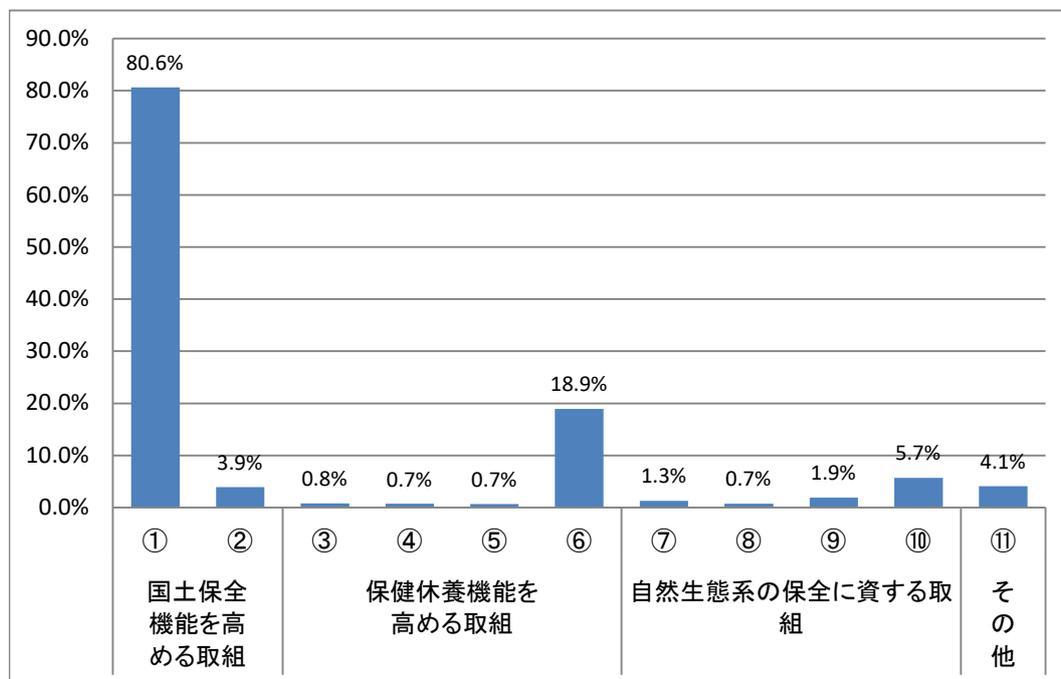
注) 耕作放棄の発生防止の活動①～⑭、水路・農道等の管理活動①～③は、前表の項目に対応した番号
各割合は、前表の耕作放棄の発生防止の活動①～⑭、水路・農道等の管理活動①～③を村落協定総数で除した値

②多面的機能を増進する活動（選択的必須事項）

「多面的機能を増進する活動」には、「国土保全機能を高める取組」として「周辺林地の除草刈」を選択する協定が1,722協定（集落協定総数の約81%）と最も多く、次いで、「保健休養機能を高める取組」として「景観作物の作付け」を選択する協定が404協定（同約19%）となっています。

府県	集落協定総数	国土保全機能を高める取組		保健休養機能を高める取組				自然生態系の保全に資する取組				⑪ その他活動
		① 周辺林地の除草刈	② 土壌流失に配慮した営農	③ 棚田オーナー制度	④ 市民農園等の開設・運営	⑤ 体験民宿（グリーン・ツーリズム）	⑥ 景観作物の作付け	⑦ 魚類・昆虫類の保護	⑧ 鳥類の餌場の確保	⑨ 粗放的畜産	⑩ 堆きゅう肥の施肥、拮抗作物の利用、合鴨・鴨の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付	
滋賀県	170	136	6	4	2	-	31	8	4	1	4	4
京都府	494	393	26	4	-	7	109	10	6	3	23	39
大阪府	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	617	430	25	8	11	6	165	8	6	36	75	11
奈良県	298	278	4	1	-	-	40	-	-	-	6	-
和歌山県	556	484	22	-	2	1	59	2	-	-	14	33
近畿	2,136	1,722	84	17	15	14	404	28	16	40	122	87
(参考) R5	2,134	1,718	84	17	15	13	405	25	20	42	116	74

多面的機能を増進する活動に取り組む内容の割合



注) ①～⑪は、上表の項目に対応した番号

各割合は、上表の①～⑪を集落協定総数で除した値

ウ) 農業生産活動等の体制整備（集落戦略の作成状況）

集落戦略の作成状況については、5期対策最終年度のため体制整備単価協定数1,422協定(対前年+3)のすべてが「集落戦略を作成済み」とりました。

令和6年度			
府 県	体制整備単価取組協定数	集落戦略策定済み協定数	策定割合
滋賀県	161	161	100%
京都府	361	361	100%
大阪府	1	1	100%
兵庫県	473	473	100%
奈良県	131	131	100%
和歌山県	295	295	100%
近畿局計	1,422	1,422	100%

令和5年度	
府 県	策定割合
滋賀県	37%
京都府	51%
大阪府	0%
兵庫県	58%
奈良県	14%
和歌山県	52%
近 畿	48%

エ) 交付金の配分割合（全協定）

交付金の用途については、共同取組活動への配分や個人配分も可能です。

共同取組活動への配分割合をみると、管内では44.0%（対前年－1.7%）となっており、府県別では、大阪府で100%、京都府が64.0%、滋賀県が60.0%と高くなっています。

また、集落協定2,136のうち、共同取組活動への配分割合50%以上の協定が1,007協定でおよそ半分となっています。

（単位：%）

府県	共同取組活動への配分割合	
	令和5年度	令和6年度
滋賀県	62.7%	60.0%
京都府	67.0%	64.0%
大阪府	100.0%	100.0%
兵庫県	53.9%	51.5%
奈良県	37.7%	35.6%
和歌山県	22.3%	22.3%
近畿	45.7%	44.0%
全国	45.5%	44.1%

（単位：件数）

共同取組活動への配分割合別集落協定数						
計	0%	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%
170	13	21	28	35	10	63
494	18	26	77	152	34	187
1	-	-	-	-	-	1
617	15	99	171	201	22	109
298	41	94	51	87	7	18
556	103	225	147	68	2	11
2,136	190	465	474	543	75	389
23,844	1,665	4,381	6,759	8,111	662	2,266

交付金の共同取組活動への配分割合

